

1 企業実習付(デュアルシステム)コース【仕様書】

2	第Ⅰ章 企業実習付(デュアルシステム)コース	2
3	第Ⅰ 訓練定員	2
4	第Ⅱ 訓練開講（開始）	2
5	第Ⅲ 訓練期間及び訓練設定時間	2
6	第Ⅳ 訓練内容	2
7	第Ⅴ 委託費の支払いについて	3
8	第Ⅵ 実習訓練受講中の事故発生に備えた取扱い	4
9		

10

11

12

13 第Ⅰ章 企業実習付(デュアルシステム)コース

14 民間教育訓練機関等を活用した座学訓練と事業主等への委託による企業実習及び企業実習先での能力評価を行う職業訓練コース
15

16 第Ⅰ 訓練定員

17 30名以内 **様式3**に「最小開講可能定員数」を記載すること。
18

19 第Ⅱ 訓練開講（開始）

20 令和6年6月～令和6年**9月** ※令和6年度内で訓練修了すること。
21

22 第Ⅲ 訓練期間及び訓練設定時間

23 訓練期間は4か月とする。また、訓練設定時間は週5日、1日6時間程度の訓練カリキュラムを標準とする。
24

25 (内訳)

訓練設定	総訓練設定時間 400時間(標準)
訓練導入講習	24時間以上 60時間未満
訓練(座学)	
企業実習	1か月以上で総訓練期間の1/2以内

26

27 第Ⅳ 訓練内容

28 ・訓練導入講習、座学、企業実習の組合せによる訓練
29 ・企業実習受講者の能力評価を行うこと。(受託機関：実習先企業と相談の上で評価
30 シートを作成 実習先企業：受講者の能力評価・評価シート交付)
31

32 (Ⅰ) 訓練導入講習

33 訓練受講の目的を明確化して就職意欲を喚起すると共に対象者の職業能力を効
34 果的に高める為の訓練導入講習を行うもの。

35 ● 訓練導入講習については訓練当初(本訓練前)に実施し、各委託先のノウハウ
36 や経験を反映しつつ、次の①から⑤までに掲げる内容を盛り込み、③については必
37 ず実施すること。

38 ① 修了後に予想される就職先の職種に関する求人、労働条件、必要な免許・資格・
39 実務経験等、雇用の状況に関する理解の促進に資するもの。

- 40 ② 修了後に予想される就職先の職種について、企業が求める人材像の理解促進
41 に資するもの。(企業人事担当によるセミナー等)
42 ③ 修了後に予想される就職先の職種について、現職従事者との意見交換、模擬実
43 習体験等、当該職種の職業体験機会となるもの。(単なる事業所見学にならないよ
44 う留意すること)
45 ④ 当該訓練の受講意欲の喚起に資するもの。
46 ⑤ 職業に必要なビジネスマナーの向上に資するもの。

47
48 (2) 企業実習

- 49 ● 企業実習については、次の事項に従うこととする。
- 50 ① 実習先は受託機関が開拓し、契約締結前に職業能力開発校の承認を得ること。
51 実習先を変更する場合にも、再度職業能力開発校の承認を受けること。
- 52 ② 訓練に関係のない業務に従事させないこと。
- 53 ③ 訓練が作業を伴う場合には、安全、衛生、その他の作業条件について、労働基
54 準法(昭和 22 年法律第 49 号)及び労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
55 の規定に準ずる取り扱いとすること。
- 56 ④ 原則として、時間外、夜間、泊まり込み等による訓練を実施しないこと。
- 57 ⑤ 中途退所者には評価シートを交付せず、企業実習終了時点で評価を行い交付す
58 ること。
- 59 ⑥ 当該実習は訓練であることから、訓練期間中について、受講者への金銭の授受
60 は行わないこと。

61
62 第 5 委託費の支払いについて

①訓練実施経費※ 1	単価上限 60,000 円 × 受講者数 × 対象月数
②訓練導入講習費※ 2	単価 8,000 円 × 受講者数
③評価手数料※ 3	単価 4,880 円 × 受講者数

63
64 ※ 1 単価について、中途退所等による早期終了日がある場合、令和 5 年度沖縄県委託
65 訓練企画提案公募要領「第 5 委託費の支払いについて」に準用することによって
66 得た額とする。

67 ※ 2 訓練導入講習費については、80%に相当する時間の訓練を受講しなかった場合
68 の考え方は適用しないが、受講者の中途退所等により、訓練導入講習が行われた時
69 間が、24 時間未満の場合(訓練生が 24 時間以上受講していない場合)には、訓
70 練導入講習費は支払わないものとする。

71 ※ 3 実習訓練終了後に訓練生の能力評価を行い、職業能力証明シートを交付した場

72 合には支払うとし、訓練生が中途退校した場合等により当該訓練生に対する能力
73 評価を行わなかった場合には、当該者分の評価手数料を支払わないものとする。

74

75 第6 実習訓練受講中の事故発生に備えた取扱い

76 実習訓練を実施中の訓練生による実習先企業の設備や他人に対する損害賠償責任に
77 対する民間保険への加入を義務づけるものとすること。

78